

経済成長戦略大綱

(抄)

～地域活性化戦略～

第3．地域・中小企業の活性化（地域活性化戦略）

構造改革の中で、経済状況や成長力の回復に遅れが見られる地域や中小企業の活性化に思い切って取り組むことが重要である。

地域資源を活用した地域産業の発展、コミュニティビジネスの振興、公的サービスのコスト低減・質的向上などを総合的に推進するとともに、地域の声を踏まえつつ、地域が創造力を発揮して作成する地域再生計画について、省庁連携により一体的・重点的に支援する施策の充実を図る。

また、特に地域の経済と雇用の大宗を支える中小企業を活性化するため、地域資源を活用した新商品・新サービス等の開発の支援、モノ作り中小企業の強化、中小小売商業や小規模・零細企業等の支援を行う。

さらに、地域の活性化に資する都市再生・中心市街地活性化を戦略的・重点的に推進する。

これらにより、地域の活性化を図るとともに、国内のみならず世界を視野に入れた地域の競争力強化を実現する。

1. 地域経営の活性化

(1) 地域資源を活用した地域産業の発展

食品、繊維、木製品等の生活関連製造業、農林水産業等に係る地域の資源をいかした新商品開発や販路開拓を強力に進めるとともに、産業等の観光化、エコツーリズム、文化芸術、スポーツの活用等による観光の振興、コミュニティビジネスの振興等を強力に進める。また、地域発の商品を直接消費者に提供する小売事業者への支援及び地産地消の推進も併せて行う。

これにより、地域の中核事業の育成を図り、中小企業支援策と併せて5年間で1,000の新事業創出等の取組を地方において創出することを目指す。

(2) 地域の自立や競争力強化と戦略的な基盤づくり

地域の自立と競争力強化に向けて頑張る地域を応援するとともに、地域間競争の条件整備に資するため、地域の産業活性化、生活環境の向上など地域特性をいかした取組を進める。また、地域経済の活性化や地域の活力

の再生のために必要な道路、港湾等の基盤への戦略的投资や地域公共交通の整備を推進する。

(3) 地域のひとづくり・雇用の創出

雇用環境が依然として厳しい地域があることを踏まえ、ひとづくり・雇用創出を図る地域再生計画の実現を省庁連携により一体的・重点的に支援する「地域の雇用再生プログラム（仮称）」を策定する。

(4) 自ら考え方行動する農山漁村の活性化等

地域の活性化を図るために、農林水産業を核とする取組を行い、全国のモデルとなるような農山漁村の先進事例を2010年度までに250とし、全国へ発信・奨励していくことを通じて、地域自ら考え方行動する意欲あふれた「立ち上がる農山漁村」の取組を推進する。

また、都市と農山漁村の共生・対流を推進し、交流人口を2009年度に3,000万人に拡大するなど、団塊世代の農山漁村への定住とその能力の活用等の促進を図るため、地域づくりの人材育成、都市と農山漁村の連携した取組の推進、都市住民の農村への移住のための条件整備、魅力ある農山漁村空間の形成や交流拠点の整備などを推進する。

さらに、地域の活性化を図るために、食品産業と農業などの連携強化による各種取組を推進する。

(5) 公的サービスのコスト低減・質的向上

広域的に連携することにより、医療・福祉・介護を始めとする公的サービスを効率化し、コスト低減・質的向上を図る必要がある。

具体的には、総合的な給食サービスの提供等において、N Lハイブリッド（N P Oが、L L Pに参加する形）等の形態を活用した地域の公的サービスを担う事業に対し、支援を行う。

また、地域活性化のため、大都市居住者の地方への定住又は二地域居住等の促進について国土形成計画に位置付け、生活者・消費者の視点からの情報提供環境の整備を推進すること等により、医療、福祉、教育等に専門的知識・資格を有し公的サービス等への参画が期待される退職者層の地方への定住又は二地域居住等の促進を図る。

(6) 地域の技術開発と产学官連携等

产学官ネットワークの拡充・緊密化、地域における技術開発等を重点的に実施し、新しい産業クラスター計画で重点化した対象分野及び対象地域において5年間で4万件の新事業創出を目指す。また、知的クラスターと産業クラスターの更なる連携を図りつつ、政府一体となって「地域科学技術クラスター」の形成を目指す。

地域の知の拠点として地域に貢献している地方大学等と連携しつつ、生活関連製造業等に係る地域資源を最大限活用したイノベーションが連続的に起こる仕組みの下で、地域の実用化技術開発を支援し、5年間で1,000件の新事業、新製品、特許等の知的財産などの成果を目指す。

(7) 広域連携による地域活性化

市町村の区域にこだわることなく、場合によっては県境をも越えて複数の市町村に広域的にまたがるような経済的・社会的に一つのまとまりをもつ地域（市町村合併などにより単独の市町村が経済的・社会的に一つのまとまりを成している場合を含む）を単位として、地域活性化を図るための総合的な支援を行う。

(8) 新しい政策目標指標の設定 — 「就業達成度」

地域経済産業政策の遂行に当たっては、良質な就業機会に恵まれることも重要であることから、就業率（65歳以上の高齢者も含めた就業率）に加え、例えば、就業満足度、生活環境等を加味することを検討し、これらを総合して「就業達成度」として政策遂行の指標とし、地域の活性化を図る。

2. 中小企業の活性化

(1) 「地域資源活用企業化プログラム」の創設

大都市に比べ景気回復に遅れの見られる地域において、地域の中小企業の知恵とやる気をいかした事業展開を支援することにより、経済の活性化を図り、中小企業の活力による自立型の産業構造を強化していく。

このため、総合的な支援策である「地域資源活用企業化プログラム」を

創設し、地域の中小企業による地域資源（産地の技術、地域の農林水産品、伝統文化等）を活用した新商品・新サービスの開発・販売を促進する。具体的には、産地の技術を活用した新ブランドの確立、農工連携による新製品の開発等について、資金面の支援や専門家によるノウハウの提供等を行う。その際、NPO、LDP等の取組についても新たに支援の対象としていく。本プログラムにより、地域活性化策と併せて、5年間で1,000の新事業創出の取組を地方において創出することを目指す。

（2）モノ作り中小企業の競争力強化

地域経済の活性化のために、我が国製造業の強みの源泉である、鋳造、プレス加工、めっきなどのモノ作り基盤技術を担うモノ作り中小企業の競争力強化を図り、その厚みを増していく。

このため、「中小ものづくり高度化法」を中心として、技術力高度化のための指針の提示、研究開発に対する支援、モノ作り技術者等の人材育成、技術承継の円滑化、知的財産管理のための体制づくり、モノ作り教育の充実など、総合的な施策を強力に推進する。この中で、多数のモノ作り中小企業の技術力の底上げも図る。これにより、5年間で500のプロジェクトから成果を得て、優れたモノ作り中小企業の厚みの倍増を目指す。

（3）地域コミュニティを支える中小小売商業の展開や小規模・零細企業の振興

「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」（「中心市街地活性化法」）の改正を踏まえ、にぎわいあふれるまちづくりを進めるため、地域経済の中核である中小小売商業に対して重点的な支援を講ずる。

また、少子化対策や就業機会創出など、今後の地域経済が直面する課題に対応すべく、地域コミュニティの「顔」である商店街を活用する。このため、空き店舗等の既存施設を活用して、起業・再起業のためのオフィススペースや育児施設その他の厚生施設に対する支援を行い、3年間で100のモデル的な商店街の確立を目指す。

さらに、地域経済・社会の活力の源である小規模・零細企業に対しては、商工会議所、商工会などと連携して、社会経済環境の変化に対応するための経営力強化に対する支援を行う。

(4) 中小企業の再生・再起業の推進や女性・高齢者をいかした地域中小企業の事業展開の支援

中小企業の事業再生、事業に失敗した者の再起業等をこれまで以上に円滑化し、地域経済、中小企業の活性化を図る。このため、中小企業再生支援協議会の対応能力の向上、政府系金融機関や信用保証協会による融資・保証の枠組みの創設・拡充を行うとともに、事業継続の見通しがつかない事業者の早期撤退などに関する相談窓口を全国に設置する取組等を行う。また、再起業等をハード、ソフト両面で支援する。

また、地域の中小企業が、女性、高齢者を活用しつつ事業展開することを後押しすべく、育児施設その他の厚生施設や高齢者のための事業環境の整備に対する支援等を行う。

(5) 地域活性化のための新たな金融手法や主体の活用

地域活性化のための事業を行う中小企業等への資金供給を多様な方策により一層充実させる。

このため、官民協調出資によるファンド等の金融手法の活用を通じて、地域活性化を図る中小企業等の様々な主体に対して、住民を含む地域の資金を供給していく方策を検討する。

3. 都市再生・中心市街地活性化

(1) 都市再生の推進

良好な都市空間の創造、災害リスク軽減のための取組、活気のある不動産投資市場の拡大等を通じて、「活力の源泉」である都市の競争力や成長力を一層高めるとともに、様々な担い手による自主性と創意工夫に富んだ全国の都市再生を進め、地域経済の成長につながるよう、優良な民間都市開発への支援、民間の資金・ノウハウを活用したまちづくりを推進する都市再生関連施策を戦略的・重点的に推進していく。その一環として、都市部における地籍整備を推進していく。

(2) 密集市街地の緊急整備

地震時に大きな被害が想定される危険な密集市街地のうち、特に危険な

市街地について、道路等の基盤整備を推進しつつ、建築に係る規制の緩和を併せて行う密集市街地のリノベーションを戦略的に推進する。具体的には、未整備都市計画道路、地区防災施設の整備等防災上有効な公共施設の重点整備と、これと一体となった沿道建築物の整備、従前居住者用住宅対策、低未利用地を活用した市街地整備を進めるとともに、地区計画等建築に係る規制の緩和制度の活用を推進する。また、リノベーションへの合意形成を円滑に進めるため、協議会の設置や専門家の更なる活用等住民組織への支援を行う。さらに、密集市街地における基盤整備と沿道建築物の建替えとを一体的かつ強力に進める事業手法の創設や連鎖的建替えを促進するための建築に係る規制の合理化策を講じる。

(3) 中心市街地の活性化

今後の人口減少・超高齢社会の到来を踏まえ、「中心市街地活性化法」及び「都市計画法」の改正により、コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを進める。このため、中心市街地において、学校・病院等の公共公益施設の立地、空きビルの再生、優良な共同住宅の供給等を促進するとともに、まちぐるみで取り組む意欲的な商業活性化の取組に対して重点的な支援を講ずる。また、まちづくりに関わる活動を総合的に実施する中心市街地活性化協議会への支援に積極的に取り組む。さらに、そのための国の支援体制として、内閣総理大臣を本部長に全閣僚から構成される「中心市街地活性化本部」を早急に設置する。